

橿原市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	令和2年度 第26回委員会 令和3年2月19日（金） 於. 橿原市役所 分庁舎4階 会議室C	
出席委員	委員長 川上 勇 委員 村井 証文 委員 山本 勝昭 事務局 危機管理部長、危機管理部副部長兼契約検査課長 検査技監、契約検査課課長補佐2名 契約検査課統括調整員1名	
審議対象期間	令和2年4月1日～令和2年9月30日	
抽出案件	総件数 10件	(備考) 期間内入札等件数 総件数 273件
事後審査型条件付き 一般競争入札	1件	事後審査型条件付き一般競争入札 72件
指名競争入札	1件	指名競争入札 1件
総合評価落札方式	1件	総合評価落札方式 1件
プロポーザル方式	1件	プロポーザル方式 7件
随意契約	2件	随意契約 123件
条件付き一般競争入札	3件	条件付き一般競争入札 27件
設計施工方式	0件	設計施工方式 0件
条件付き一般競争入札 (事後審査あり)	1件	条件付き一般競争入札 (事後審査あり) 42件
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	
委員会による意見具申 又は勧告の内容	特になし	

【別紙】

委員からの意見・質問	市の回答
<入札及び随意契約の執行状況について>	
特になし	
<抽出案件の参加資格設定及び業者の指名・選定理由について>	
抽出事案1〔かしはら万葉ホール空調機更新工事〕について	
高額な工事にも関わらず参加者が1者となった理由は何か？	参加可能業者は37者あるが、専門工事であり当初設置業者以外は敬遠したと思われる。
参加を促す働きかけはしなかったのか？	業者が公告を見て自発的に参加するものと考えており、参加を促すことはしなかった。 今後は1者のみとならぬ様に、FAXやEメール等で参加を促す工夫が必要と考えている。
1者応札かつ落札率100%であった本案件の議決に際し、理事者側の議会答弁内容はどのようなものか？	既存設備の改修工事は当初設置業者が有利であり、他業者は敬遠しがちになることには一定の理解を得ることができた。しかし、1者応札になったことへの疑義は完全には払拭できなかった。 特殊性はあるものの発注方法について、競争性が確保できるよう今後、入札制度改革へ取り組むことを以って議決を得た。
1者入札の場合、入札を中止することにしてはどうか？	事務停滞の懸念があり全ての案件では困難であるが、特に議決を要する高額な案件は1者入札の場合には入札中止も検討する必要があると思われる。 それ以前に、まずは1者入札とならない工夫が重要と考えている。
幅広くPRすることや地域条件の設定など、コロナ禍の状況で業者がどのような対応をするのか積極的なアプローチも必要である。 従来の一方向的な役所的な手法で競争性の確保が困難になってきていると思われる。	
抽出事案2〔史跡新沢千塚古墳群樹木伐採業務〕について	
市外の専門業者のみ指名するのではなく、地域との連携や協働の観点から地元業者を参加させることはできなかったのか？	過去に市内業者対象で発注した際に、落札はしたが専門業者が下請していた。また、業務内容から専門業者しか対応できないことから、現在の指名基準となった。
抽出事案4〔樫原市新本庁舎建設基本・実施設計業務〕について	
金額のみでなく施工内容や品質確保の面からプロポーザル方式での発注は様々なメリットがある。 しかし経済性の確保、すなわち見積金額の反映についても工夫が必要である。 評価基準の金銭面の配点について、少額案件ならばウエイトが低くても構わないが、高額になればより金銭面でのウエイトを考える必要がある。	
抽出事案5〔鴨公小・真菅小・光陽中 学校給食調理室 空調機設置業務〕について	
設置対象校と契約金額はどのように決定したのか？	市内の登録全業者へ設置完了期限までに対応可能な数を聞き取りし対象校を決定した。 また価格交渉の結果、予算計上した金額を下回る金額にて契約している。
最も安価な業者へ一括発注する等の検討はしたのか？	設置完了期限を重視したため、業者の対応可能な学校数が制限され、一括発注はできなかった。

委員からの意見・質問	市の回答
抽出事案7〔電照看板広告掲載及び保守業務〕について	
価格が高い業者が落札しているのはなぜか？	広告収入の歳入案件であるため、最も高値を入札した業者を落札者としている。
抽出事案8〔広報誌及び市ホームページにおける広告代理店業務〕について	
落札率が高い理由はなにか？	当該業務の積算には、業者の見積もりに頼らざるを得ない。よって、現行業者より参考見積を徴収し予定価格を設定したためと思われる。
抽出事案9〔避難所感染症対策用消耗品（マスク）購入〕について	
落札率が低い理由はなにか？	マスク不足の時期に業者見積りを徴収し予定価格を設定したため。
抽出事案10〔令和2年度介護保険料当初賦課決定通知書等印刷及び封入作業委託業務〕について	
一般競争入札では参加業者が1者であっても競争性が担保されるとの解釈には疑問が残る。今後どのように対応していくのか。	当該案件は過去3年、同業者が1者応札で落札しており、このような入札結果から随意契約でもやむを得ないと考えられる。
以後は随意契約となるのか？	数年連続して同業者が落札していた案件では、3年程度を目途に随意契約とした事象はある。
<建設工事種別の発注統計について>	
特になし	
<工事成績について>	
特になし	
<入札参加資格停止措置の運用状況について>	
特になし	
<その他事項について>	
特になし	
<次回の開催について>	
次回の当委員会は、令和3年8月に開催予定。	